

## 困ったときは消費生活相談窓口にご相談下さい 仮想通貨への投資について

### 相談事例 知人から誘われた仮想通貨への投資。もうかるはずが…

- 事例① 知人から「5倍以上の価値になる」と誘われ仮想通貨を購入したが、約束通りにお金が戻ってこない。
- 事例② 知人から「半年で価格が3倍になり、販売元がすべて買い取る」と言われて仮想通貨を購入したが言われた通りに買い取ってもらえない。
- 事例③ セミナーに参加し、「一日1%の配当がつく」と言われて仮想通貨を預けたが、説明通りに出金できない。

### トラブルを防ぐために 分からなければ契約しないで

- 仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。仮想通貨の価格が急落したり、突然無価値になってしまうなど、損をする可能性があります。「必ずもうかる」と言う言葉は鵜呑みにしないで下さい。
- 取引内容やリスクについて、利用する事業者から説明を受け、十分に理解するようにして下さい。良く分からない場合や不安がある場合は契約しない方が安全です。
- 仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。登録されていても仮想通貨の価値が保証された訳ではありません。
- 仮想通貨を利用したり、便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意下さい。

■問い合わせ先：肝付町消費生活相談窓口 ☎ 0994(67)2116

## 6月1日は「人権擁護の日」

皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年に、まず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより国民の基本的人権を擁護し見守るために民間人による人権擁護機関が誕生しました。これが我が国における人権擁護委員制度の始まりです。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に「全国一斉特設人権相談」を実施することとしていますが、鹿児島県人権擁護委員連合会においても、下記のとおり、特設人権相談所を開設いたします。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

### ◆特設人権相談

令和元年6月3日（月）

開設時間：午前10時から午後3時まで

開設場所：肝付町コミュニティセンター

令和元年6月6日（木）

開設時間：午前10時から午後3時まで

開設場所：内之浦総合支所

■問い合わせ先：鹿児島地方法務局（鹿屋支局） ☎ 0994(43)6790